

# お急ぎください！

## アナログ放送は7月24日で終了します

◆日野町臨時相談コーナー開設日 地デジ受信のことならなんでもご相談を！

【実施場所】 ▶カレンダーの●印 … 町役場  
▶カレンダーの★印 … 山村開発センター  
【実施時間】 午前8時30分～午後5時15分

印のある日は、スタッフ駐在日です。  
空白の日は、電話対応のみとなります。  
下記電話番号へお電話ください。

7月						
月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
	●					
11	12	13	14	15	16	17
●				●		
18	19	20	21	22	23	24
		●				★
25	26	27	28	29	30	31
			●			

8月						
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
●				●		
8	9	10	11	12	13	14
	●				★	
15	16	17	18	19	20	21
		●				★
22	23	24	25	26	27	28
			●			
29	30	31				



地デジに関するご質問・ご相談は、デジサポ鳥取（電話 0857 - 33 - 4800）へ

### 保小中一貫教育コーナー

▶保小中一貫教育についてのお問合せは、町教育委員会（電話 72-2107）まで

### できることから始めてみよう！

はやね はやお あさ  
『早寝 早起き 朝ごはん』



『早寝 早起き 朝ごはん』に取り組みます  
(子育て支援室「おひさまひろば」にて)

子育て支援室「おひさまひろば」では、2カ月に1回、乳幼児と保護者を対象にワンポイント育児講座を開いています。

5月19日には、町健康福祉センターの渡辺江理保健師を講師に、4組の親子が「早寝 早起き 朝ごはん」について話を聞きました。

規則正しい生活習慣と毎日の朝ごはん。簡単なようでいて、結構大変。でも、これをきちんとやっている子どもほど、勉強も運動もよくできるというデータが出ています。子どもと一緒に、無理せず、できるところから挑戦しましょう。

日野町では、保育所・学校・保護者会・PTA・家庭・地域が連携し、子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための取り組みを推進しています。「早起きは三文の徳」、「寝る子は育つ」という言葉もありますが、早寝早起き朝ごはん、子どもも大人も元気よく一日をスタートさせましょう。

6月21日から

日本交通根雨営業所では、タクシー運賃の4割を町が助成している「タクシー利用者補助事業」について、6月21日から、補助認定者全員の運賃1割引きサービスを始めます。

これにより、**認定者全員の本人負担額がメーター表示額の半額となります**（町助成額が2,400円以内の場合です。身体障がいによる認定者の運賃は、すでに割引きされていますので、本人負担額は変わりません）。

町では、この補助金の申請を受け付けています。詳しい助成要件などは、役場企画政策課までお問合せください。

町タクシー利用者補助金認定者の  
日本交通根雨営業所のタクシー運賃が、  
さらに1割引きに

- 対象者 ①町内に住所がある65歳以上の人で、地域の事情などにより公共交通機関の利用が難しく、かつ自動車の運転ができない人  
②町内に住所があり、在宅で要介護認定を受けている人（要支援は除く）  
③町内に住所があり、身体に障がいがある人（自動車税免除要件に当てはまる人）
- 助成内容 対象者が日本交通(株)根雨営業所のタクシーを利用した場合、タクシー運賃の4割を町が助成（上限1回2,400円）します。  
※運賃がさらに1割引きとなりますので、**本人負担額はメーター表示額の5割（町助成額が2,400円以内の場合）**です。
- 申請方法 所定の申請書により、役場企画政策課または健康福祉課、黒坂支所へ申込んでください。審査の結果、対象者となる人には、認定証と、年度内有効の助成券（1ヵ月片道4枚×月数）を交付します。  
【介護保険被保険者証、障害者手帳がある人は持参ください】
- 利用方法 ①日本交通(株)根雨営業所のタクシーに乗る際に認定証を提示する。  
②降りる際に助成券1枚を運転手に渡して、助成額を差し引いた料金を支払う（助成限度額2,400円を超える料金は本人負担）。
- 問合せ 役場企画政策課 担当 入澤（電話72-0332）

### 認定証・助成券をお忘れなく～認定者の皆さんへお願い～

タクシー利用者補助金を利用する際は、乗車時に「認定証」と「助成券」を提示してください。助成券は片道券です。往復利用の場合2枚必要となります。

## 目指せ、1000日 交通死亡事故ゼロ

6月11日現在、町内で交通死亡事故が発生していない日数（無事故継続日数）が780日を超えています。これは、県内19市町村のうち3番目に長い日数となっています。このまま無事故1000日、2000日が迎えられるよう、交通ルールを守り、交通事故のない明るいまちを目指しましょう。



役場企画政策課（電話72-0332）